

昭和三十七年運輸省令第四十九号

指定自動車整備事業規則

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定自動車整備事業規則を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）

第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 事業場の名称及び所在地

三 法第九十四条の二第二項において準用する法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けようとする者については、その内容

四 認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者について

五 優良自動車整備事業者の認定を受けている者については、次に掲げる事項

六 優良自動車整備事業者の認定を受けている者についての、その種類及び認証番号

ハ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者についての、その氏名及び略歴

ニ 勤員の構成及びその技能程度

一 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二 申請者が法第九十四条の二第二項において準用する法第八十条第一項（同項第二号ロから二までに係る部分に限る。）に該当しないことを信じさせるに足る書面

三 自動車の検査をする場所及び自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積並びに次条第一項第二号の自動車検査用機械器具の配置状況を記載した事業場の平面図

三 次条第一項第二号の自動車検査用機械器具の名称、型式及び数を記載した書面並びにこれららの自動車検査用機械器具が次条第二項に規定する要件に適合することを信じさせるに足りる書面

四 法第九十四条の四第一項の自動車検査員に選任しようとする者の氏名及びその者が第四条各号の一に該当する者であることを記載した書面並びにその者の同意書

五 法第九十四条の二第三項の規定により自動車の検査の設備を二以上の事業場のために用いようとする場合にあつては、次に掲げる書面

ロ 当該設備の管理責任者の氏名、維持管理体制及び所在地を記載した書面

イ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称及びこれらの者の最近三ヶ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

ハ 当該設備の共同使用に関する契約書の写し

二 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積を記載した書面

六 申請者が優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合には、次に掲げる書面

イ 整備用の主要な設備及び機器を記載した書面

ハ 最近三ヶ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

二 貸借対照表及び損益計算書

（検査の設備の基準）

二 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 法第九十四条の五第四項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有するこ

と。

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうち、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはハ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてよい。

イ ホイール・アライメント・テスター又はサイドスリップ・テスト

ロ ブレーキ・テスター

ハ 前照灯試験機

二 音量計

（自動車検査員の要件）

六 共用設備を使用して検査をする自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

一 共用設備は、これを使用しようとする事業者の事業場と共に共用設備との間の道路交通の状況、共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく検査業務を行うことができる位置にあること。

二 共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業場の整備能力に対応したものであること。

三 共用設備は、これを使用しようとする事業者の事業場と共に共用設備との間の道路交通の状況、共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく検査業務を行えることができる位置にあること。

四 共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業場の整備能力に対応したものであること。

五 共用設備の共同使用に関する契約において、これを使用しようとするすべての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。

六 共用設備を使用して検査をする自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

一 第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

イ 第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロ以外の事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ

（1）若しくは（3）又はハに掲げる事業場の整備主任者（自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。ロにおいて同じ。）として一年以上

（一級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者であつては六月以上）の実務経験を有し、適切に業務を行つていた者

四 法第九十四条の四第一項の自動車検査員に選任しようとする者の氏名及びその者が第四条各号の一に該当する者であることを記載し

2 リ 検査用スキャンツール

一 前項第二号の自動車検査用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第744号）第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（検査の設備の共同使用の要件）

二 法第九十四条の二第三項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）について、その管理責任者が明確に定められていること。

二 自動車検査用機械器具の取扱要領、点検要領その他共用設備の管理規程が正確に定められていること。

三 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百一十八号）第十三条に規定する審査事務を実施する者として自動車の審査業務（法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）の経験を有するもの

四 法第七十六条の三十二第一項の軽自動車検査員の経験を有する者

（自動車検査員の兼任の要件）

一 自動車検査員の兼任に係る事業場は、当該事業場とその者が現に検査業務を行つている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における検査業務量等を勘案して、当該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場の検査業務を行ふことができる位置にあること。

二 兼任に係る自動車検査員が処理することとなる検査業務量は、当該自動車検査員が兼任に係るすべての事業場における検査業務を支障なく行ふことができる範囲内のものであること。

（自動車検査員の選任届等）

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日

であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

に對象とする自動車が二輪の小型自動車の第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上（一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した者）にあつては、六月以上の実務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了した

（自動車検査員の要件）

一 前項第二号の自動車検査用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第744号）第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（検査の設備の共同使用の要件）

二 法第九十四条の二第三項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）について、その管理責任者が明確に定められていること。

二 自動車検査用機械器具の取扱要領、点検要領その他共用設備の管理規程が正確に定められていること。

三 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百一十八号）第十三条に規定する審査事務を実施する者として自動車の審査業務（法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）の経験を有するもの

四 法第七十六条の三十二第一項の軽自動車検査員の経験を有する者

（自動車検査員の兼任の要件）

一 自動車検査員の兼任に係る事業場は、当該事業場とその者が現に検査業務を行つている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における検査業務量等を勘案して、当該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場の検査業務を行ふことができる位置にあること。

二 兼任に係る自動車検査員が処理することとなる検査業務量は、当該自動車検査員が兼任に係るすべての事業場における検査業務を支障なく行ふことができる範囲内のものであること。

（自動車検査員の選任届等）

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日



基準適合標章及び限定期安基準適合証の番号とする。  
(指定整備記録簿の様式)

**第十条の二** 指定整備記録簿の様式は、普通自動車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車及び大型特殊自動車にあつては第三号様式、二輪の小型自動車にあつては第四号様式とする。  
(変更届出事項)

**第十一条** 法第九十四条の九において準用する法第八十一条第一項第四号の事業場の設備のうち特に重要なものは、次のとおりとする。

一 第十二条第一項第一号の屋内作業場の位置又は面積

二 第十二条第一項第二号の自動車検査用機械器具の名称、型式又は数

(自動車検査用機械器具の校正)

**第十二条** 指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号(リを除く。)の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けるものとする。

2 指定自動車整備事業者は、前項の校正に関する記録を一年間保存しなければならない。  
(登録)

**第十三条** 前条第一項の登録は、登録校正を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 登録校正を行おうとする者が登録校正に係る業務(以下「登録校正業務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地  
三 登録を受けようとする者が登録校正業務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類  
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書  
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 校正に用いる別表第七の中欄に掲げる校正用機器並びに同表の下欄に掲げる測定器及び

設備の数、性能、所在の場所並びにその所有者は借入れの別を記載した書類

四 校正を行う者(以下「校正員」という。)

五 校正員が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書面

六 登録を受けようとする者が、次条第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

**第十三条の二** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第七の上欄に掲げる自動車検査用機器の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる校正用機器(それぞれ同表の下欄に掲げる測定器(計量法(平成四年法律第五十一号)第八百三十五条若しくは第二百四十四条の規定に基づく校正又はこれらと同等の精度を有する校正を受けているものに限る。)及び設備を用いて、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、校正を受けているものに限る。)を用いて校正業務を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する者が校正業務を行い、その人数が校正業務を行う事務所ごとに三名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む)、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む)又は中等教育学校において、機械に関する学科を修めて卒業した(当該学科を修めて

同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)後、二年以上校正の実務に従事した経験を有する者であること。

ロ イに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

三 登録申請者が登録校正業務に支拂うことを求められたときは、正当な理由

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、指定自動車整備事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める指定自動車整備事業者の役員又は職員(過去二年間に当該指定自動車整備事業者の役員又は職員であつた者を含む。)のこと。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が指定自動車整備事業者の役員又は職員(過去二年間に当該指定自動車整備事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

ハ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十三条の十二の規定により第十二条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十三条の十二の規定により第十二条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

一 法人であつて、登録校正業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

二 第十二条第一項の登録は、登録校正実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録校正実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録校正業務を行つ事務所の名称及び所在地

四 登録を受けた者が登録校正業務を開始する日

(登録の更新)

二 第十二条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

三 登録申請者が登録校正業務を開始する

場合

がある場合を除き、遅滞なく、登録校正業務を行わなければならない。

二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別表第八に掲げる科目を必修とする研修であつて学科修習の時間が五十六時間以上であり、かつ、実技研修が八時間以上であるものを受講させなければならない。

三 登録校正実施機関は、校正員に対し、別表第八に掲げる科目を必修とする研修であつて学科修習の時間が五十六時間以上であり、かつ、実技研修が八時間以上であるものを受講させなければならない。

四 登録校正実施機関は、公正に、かつ、第十三条の二第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録校正業務を行わなければならぬ。

五 登録校正実施機関は、校正員に対し、別表第八に掲げる科目を必修とする研修であつて学科修習の時間が五十六時間以上であり、かつ、実技研修が八時間以上であるものを受講させなければならない。

六 登録校正実施機関は、校正員に対し、別表第八に掲げる科目を必修とする研修であつて学科修習の時間が五十六時間以上であり、かつ、実技研修が八時間以上であるものを受講させなければならない。

七 登録校正の手数料及び旅費の額並びにこれらの収納の方法に関する事項

八 登録校正の結果の記録に関する事項

九 登録校正の申請に関する事項

一 登録校正の申請に関する事項

二 登録校正の手数料及び旅費の額並びにこれらの収納の方法に関する事項

三 登録校正の結果の記録に関する事項

四 登録校正の申請に関する事項

五 登録校正の結果の記録に関する事項

六 校正員の選任及び解任に関する事項

七 校正員の研修に関する事項

八 登録校正業務に関する秘密の保持に関する事項

九 登録校正業務に関する公正の確保に関する事項

十 不正に登録校正を受けた者に対する処分に関する事項

十一 その他登録校正業務の実施に関する必要な事項

(登録校正業務の休廃止)

イ 登録校正実施機関は、登録校正業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録校正実施機関の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 登録校正業務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
三 登録校正業務を休止又は廃止しようとする理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	四 登録校正業務を休止しようとする期間
五 登録校正業務を休止又は廃止しようとする理由 (登録校正実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。	六 登録校正実施機関は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。
七 登録校正実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。	八 登録校正実施機関は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

九 前条第二項第四号に規定する電磁的方法(電磁的記録に記録された事項を提供するための請求)	十 登録校正実施機関は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。
十一 登録校正の結果に関する事項	十二 続した電子情報処理組織を使用する方法であり一定の情報を確實に記録しておこなうことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法
十三 登録校正の証明書の交付及び再交付に関する事項	十四 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておこなうことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録する方法
十五 その他登録校正業務の実施状況に関する事項	十六 国土交通大臣による登録校正業務の実施

十七 第十三条の十四 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が第十三条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録校正実施機関に対し、これらの規定による登録校正業務を行なうこととなつた場合に、次に掲げる事項を行なわなければならない。	十八 第十三条の十 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が第十三条の四の規定に違反していると認めると、その登録校正実施機関に対し、同様の規定による登録校正業務を行なうことには登録校正実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
十九 第十三条の十一 登録校正実施機関が第十三条の四の規定に違反していると認めると、その登録校正実施機関に対し、同様の規定による登録校正業務を行なうことには登録校正実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。	二十 第十三条の十一 登録校正実施機関が第十三条の四の規定に違反していると認めると、その登録校正実施機関に対し、同様の規定による登録校正業務を行なうことには登録校正実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
二十 第十三条の十二 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録校正業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	二十一 第十三条の十二 登録校正実施機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第十二条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録校正業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。
二十一 第十三条の十三 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が次の各号の規定による請求を拒んだとき。	二十二 第十三条の十三 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が次の各号の規定による請求を拒んだとき。
二十二 第十三条の十四 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が次の各号の規定による請求を拒んだとき。	二十三 第十三条の十四 登録校正実施機関は、登録校正実施機関が次の各号の規定による請求を拒んだとき。

二十三 第十三条の十五 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。	二十四 第十三条の十五 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。
二十五 第十三条の十六 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。	二十六 第十三条の十六 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。
二十七 第十三条の十七 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。	二十八 第十三条の十七 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。
二十九 第十三条の十八 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。	三十 第十三条の十八 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。
三十 第十三条の十九 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。	三十一 第十三条の十九 登録校正の結果に関する事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年間保存しなければならない。







装置 動力伝達	緩衝装置	走行装置	制動装置	装置 かじ取り	点検箇所 別表第五（第六条関係）	原動機 動力伝達装置	緩衝装置	走行装置	装置 かじ取り	点検箇所 別表第四（第六条関係）	原動機 動力伝達装置	緩衝装置	走行装置	装置 かじ取り装	点検箇所 別表第三（第六条関係）	原動機 ドライブ・シャフト	運転状態	視野を確保する装置 走行距離計その他の計器

音量計	機前照灯試験 テスター										別表第七（第十三条、第十三条の二関係）									
器音量計校正		機前照灯試験 校正器	ム荷重用アーティ	ト標準ウエイ	ト標準はかり	タップ・テス	自自動車検査校正用機器	原動機	置原動機	走行装置	点検箇所 別表第六（第六条関係）	原動機 ドライブ・シャフト	運転状態	機構の機能						
器測定		機前照灯試験 校正器	器測定	器測定	器測定	タラ	自自動車検査校正用機器	原動機	置原動機	走行装置	点検箇所 別表第六（第六条関係）	原動機 ドライブ・シャフト	運転状態	機構の機能						
電圧計 周波数測定器	電源電圧変動装置	暗室	鋼製巻尺	電圧計	基準はかり	オパシメ	黒煙測定器	定器	定器	走行装置	点検箇所 別表第六（第六条関係）	原動機 ドライブ・シャフト	運転状態	機構の機能						

第一号様式（保安基準適合証、限定保安基準適合証）（第九条関係）	修実技研	修学科研	種類	研修の科目	備考	タオパシメルタ	一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器についての校正は、圧力調整器のほか、校正用標準ガスを用いて行うこと。													



第二号様式の二（保安基準適合標章）（第九条関係）

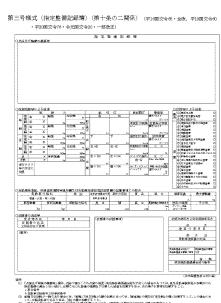
(裏)	
年 月 日交付	
□ 保全基準適合標章 事業者の氏名又は 登記上の名称 事業者の所在地又は 住所	
□ 次の日数が道路運送法規の保安基準に適合していることを認めた る。 検査の年月日 年 月 日 自動車保安基準の内容	
□ 自動車保安基準番号 又は登録番号	
車 号 番 号	
使 用 者 氏 名 又 是 登 錄 者 氏 名	
用 途 所 在 地	
乗 客 又 是 貨 物	入 荷 大 量 量
用 途	卸 荷 大 量 量
保 全 期 限 年 月 日から 年 月 日まで	



図28 (保安基準適合入札書)

備考  
① 可燃性物質を運搬する場合は危険度、赤色又は黒色とすること。  
② 有効期限及び自動車保安基準番号又は登録番号に、表示の外により表示すること。  
③ 一寸辺の半径25ミリメートルとする。

(裏)	
(電子申請用)	
年 月 日交付	
□ 保全基準適合標章 事業者の氏名又は 登記上の名称 事業者の所在地又は 住所	
□ 次の日数が道路運送法規の保安基準に適合していることを認めた る。 検査の年月日 年 月 日 自動車保安基準の内容	
□ 自動車保安基準番号 又は登録番号	
車 号 番 号	
使 用 者 氏 名 又 是 登 錄 者 氏 名	
用 途 所 在 地	
乗 客 又 是 貨 物	入 荷 大 量 量
用 途	卸 荷 大 量 量
保 全 期 限 年 月 日から 年 月 日まで	



第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

第四号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

## 第五号様式（指定自動車整備事業者の標識）（第十五条関係）

1	2	3	4	5	6	7
10	11	12	13	14	15	16
J		関東運輸局指定				
指定自動車整備事業						
普通自動車整備事業						
小型自動車整備事業						
小型三輪自動車整備事業						
(印)						